

甲：商号（屋号） _____

代表者（代表取締役・代表社員） _____

乙：（受託事務所） アアクス堂上税理士事務所

代表者 所長（税理士） 堂 上 孝 生（どうがみたかお）

前 文

1. 乙の関係会社

本契約の乙（当事務所）は、アアクス堂上税理士事務所です。但し、乙は、お客様（甲）から受託した業務を、乙の関係会社（関係事務所）に、税理士専管業務以外の税理士付随業務を、委託する場合があります。ご了承をお願いします。その関係会社とは(1)アアクスグループ株式会社、(2)アアクス株式会社、(3)堂上行政書士事務所を指します。各々は各領域の国家資格または民間資格を備えて、適法に受託業務が行えるよう資格装備をしています。

2. リードタイム

この契約は、約款と合わせた署名、同約款第3条（適用）の報酬前払を前提として発効します。また契約として甲の委託に係る乙の作業日数は約款第7条（リードタイム）を切る日程での委託では、乙の債務履行が間に合わない場合が生じます。その場合は乙は損害賠償の責に任じ得ないので予めご了承下さい。もちろん本件リードタイムについて乙は努力義務としては、なるべく甲（お客様）の便宜を図るよう努力はします。

3. 定期訪問

定期訪問はしません。但し税務相談がある場合は、電話やメールでの対応とします。特に研究が必要な難問を除き、随時、受け付けます。甲が乙の助言を求めるときは、甲が問題点・資料等を乙に送付して、乙が容易に問題点を認識できるよう電話連絡の上、同時に書面又はメールでお願いします。

4. 税務署提出書類の無料サービス

法理（判例等）に順応して、お客様にご留意頂く点があります。それは、無料で行う税務署等への税務書類提出代行の特記事項として、①青色申告申請書、及び、②消費税課税事業者選択届は、本件契約の特記事項として特に乙の契約上の履行債務から除外します。

①について税務署は、青色申請は税理士の技能が不要な書類ではなく、ただ提出するだけの書類であるとし、また、乙（顧問税理士）では、甲（お客様）の提出の有無を確認できないとする指針があるためです。

フッター： 本契約の乙（当事務所）は、アアクス堂上税理士事務所です。但し、乙は、乙の関係会社（関係事務所）に、税理士専管業務以外の税理士付随業務を、委託する場合があります。その関係会社とは(1)アアクスグループ株式会社、(2)アアクス株式会社、(3)堂上行政書士事務所を指します。

②については判例等で「顧問税理士（乙）ではは経営事情が把握し切れず、相当の聞き取り調査等に基づく特別な判断が必要となるし、甲が事業主として自分で判断して届出（申請）すべき事柄」である旨が示されているためです。

5. 期首前払いを戴けないお客様へのサービス形態

初回の契約の話ではありません。この項では既に契約頂いたお客様が、その次の事業年度について、期首までにお支払い頂けなかった等の場合の取り扱いを確認します。

(1) 値引き等の適用除外

規定外の報酬支払として、2年目以降の1万円値引き、A-SaaS会計ソフトの無料利用等の恩典は、進行期から適用除外とします。

(2) お客様の継続契約のご気分（「毎期お願いしている」等）について、

初回の契約後、その次の回の本件契約に関して、期首前払いを戴けないお客様についても、お客様のご気分は「毎年、あなた（税理士）に決算申告を委託している」という継続契約の道理が通りがちです。

継続契約については、法理（判例等）として、税理士には「報酬を支払っていない時期についても常時、税務会計・経営に係る①作業に係る善管注意義務、②助言義務、③法令違反を注意する義務、④お客様への忠実義務が発生する」と判示されています。その報酬の支払いについては「税理士が報酬回収の努力を怠っていただけ」と解されます。

乙はこの甲（お客様）の気分としての「継続契約性」を否認します。つまり初回の契約後の事業年度に係る報酬の期首前払（支払い）にがない場合は、当該契約は次のとおり扱います。

- ① 契約は継続しなかったものと解釈します。
- ② 報酬値引き等の恩典は摘要しません。
- ③ また二回目以降の契約については新規契約として対処します。
- ④ 「約款、および、契約」に関しては、お客様（甲）の契約更新の申し出がなければ本契約は成約時の最新の <http://aaccx.net> に掲載するものを適用します。
- ⑤ 成約時。契約は報酬支払の時に契約が成約したものとします。それ以前の顧客情報は乙として一切、関知しないもの、つまり税理士の助言義務等がないものとします。

6. 契約から除外されるサービス

本契約から除外され、別料金となるサービス項目（給与計算・源泉税納付書の作成代行・社会保険事務等）は、約款に掲載されています（PDF）。

フッター： 本契約の乙（当事務所）は、アアクス堂上税理士事務所です。但し、乙は、乙の関係会社（関係事務所）に、税理士専管業務以外の税理士付随業務を、委託する場合があります。その関係会社とは(1)アアクスグループ株式会社、(2)アアクス株式会社、(3)堂上行政書士事務所を指します。

第1条 目的

1. 上記甲乙は、甲に関する税務会計等サービス授受の継続契約を締結する。
2. 当事者は、民法の公序良俗・信義則を尊重し、インターネットに掲載した当事務所の約款（税務会計サービス約款（継続役務約款））に則り、契約上のサービスを支援するものとする。

第2条 関係会社等への委託

会計ソフト支援等の付随サービスについて、当事務所はその関係事務所または関係会社に、役務を委託することができるものとする。

第3条 税務会計関係サービスの定義

1. 税務会計サービスでは、次の作業、または、作業に係る支援を云う。
 - (1) 税務
 - ① 税務申告（法人・個人の確定申告，修正申告，および更正の請求）
 - ② 税務申請（税務署，地方税庁への申請書（青色申告申請等））
 - ③ 税務届出（税務署，地方税庁への届出書（個人事業開始届等））
 - (2) 経理・会計
 - ① 経理仕訳の修正指導（概ね異常値検査による経理の適正性確保）
 - ② 経理試算表の取り纏め（決算前の各勘定科目残高の取り纏め）
 - ③ 決算検査（日本税理士会連合会版「チェックリスト」の作成）
 - (3) 税務会計コンサルティング
 - ① 会計ソフトの選定，操作支援
 - ② 経理仕訳相談（指導）
 - ③ 銀行融資対応の試算表（決算書）の作成指導
 - ④ 法人税等の節税対策・タックスプランニング
 - ⑤ 役員報酬の決め方，改定の仕方
 - ⑥ 給与システムの運用支援（年末調整・支払調書等の出力指導）
 - ⑦ 法定福利費（社会保険料）の節約指導
 - (4) 経営コンサルティング

フッター： 本契約の乙（当事務所）は、アアクス堂上税理士事務所です。但し、乙は、乙の関係会社（関係事務所）に、税理士専管業務以外の税理士付随業務を、委託する場合があります。その関係会社とは(1)アアクスグループ株式会社，(2)アアクス株式会社，(3)堂上行政書士事務所を指します。

- ① 経営戦略の相談
- ② 海外進出・海外戦略の相談
- ③ タックスプランニングの相談

2. 会計ソフト（クラウド会計ソフト）の操作支援サービス

当事務所は次のクラウド会計ソフトの操作等の運営支援サービスを行いません。

※使い勝手の理解のため一部、コメント記載します。

(1) free クラウド会計ソフト《free 社は大手会計ソフトメーカー》

- ① スキャナー利用，インターネットバンキング等の導入指導
- ② 経理仕訳の修正（「自動経理」の推進に係る税理士義務の履行）
- ③ 内蔵の給与計算ソフトの運用指導
- ④ 当社の指導による free ソフトの新規導入に係る「値引き」
- ⑤ 電子帳簿保存
 - 電子帳簿保存法による領収書・請求書等の「電磁保存」の税務署への事前申請の支援
- ⑥ クライアントの銀行融資支援
 - 会計情報の大手銀行オンライン接続化による優先的な「融資審査」受付をする融資付随支援
- ⑦ 個人番号・法人番号（マイナンバー）の法令順守への自動対応支援
- ⑧ MF クラウド会計ソフト《MF 社は大手会計ソフトメーカー》
 - 上記①類似の利用支援

⑨ A-SaaS クラウド会計

※アカウントिंगサーズジャパン社はクラウド会計ソフトの草分け

- ① クラウド会計ソフト利用権の無料提供（法人・個人事業向け共）
- ② クラウド給与ソフト利用権の無料提供（法人・個人事業向け共）
- ③ A-SaaS システム操作の無料指導

⑩ 弥生会計ソフト

- ① メリット

フッター： 本契約の乙（当事務所）は、アアクス堂上税理士事務所です。但し、乙は、乙の関係会社（関係事務所）に、税理士専管業務以外の税理士付随業務を、委託する場合があります。その関係会社とは(1)アアクスグループ株式会社、(2)アアクス株式会社、(3)堂上行政書士事務所を指します。

- (a) 国内最大の中小企業ユーザーを抱えサービス内容がしっかりしています。
- (b) ソフトの使い勝手が良い
- ㊤ デメリット
 - (a) 当社サーバを「クラウド」と見立ててするクラウド機能サービスで、ソフト搭載 PC でないと経理はできません。
 - (b) 毎年のバージョンアップ料金は、割高です。

第4条 報酬に関する情報開示

1. 報酬金額は <http://fees.tokyo/> に掲載する。
2. 報酬の説明その他の付随情報は、ホームページ <http://kes3.com/> に掲載する。

第5条 報酬金額

本件契約に係る報酬金額は、個人事業、法人（会社）ごとに次のとおりとする。

1. 難易度係数
 - 通常は 1 倍とする。
 - 特に必要な場合は、協議の上、以下の金額に難易度係数を乗じた報酬とする。
 - 難易度（A:5 倍、B:3 倍、C:2 倍、D:1 倍 ○印を付けた項の倍率を適用）
2. 個人事業（年商 5 千万円まで）
 - (1) 事業の決算&所得税申告（住民税を含む）年間 4 万円（税込み）
 - (2) 消費税申告がある場合 年間 24,055 円（税込み）
 - (3) 消費税還付申告（決算期短縮） 1 回当たり 24,055 円（税込み）
3. 法人（会社）（年商 5 千万円まで）
 - (1) 会社決算&法人税等申告 年間 6 万円（税込み）
 - (2) 消費税申告がある場合 年間 24,055 円（税込み）
 - (3) 消費税還付申告（決算期短縮） 年間 1 回当たり 24,055 円（税込み）
4. 売上（年商）が 5 千万円を超える場合
 - (1) 年 1 千万円を超えるごとに上記 1、2 項の金額を 1 万円ずつ（税込み）上げる。

フッター： 本契約の乙（当事務所）は、アアクス堂上税理士事務所です。但し、乙は、乙の関係会社（関係事務所）に、税理士専管業務以外の税理士付随業務を、委託する場合があります。その関係会社とは(1)アアクスグループ株式会社、(2)アアクス株式会社、(3)堂上行政書士事務所を指します。

- (2) 但し消費税申告料については、5 千円ずつ（税込み）上げる。

5. 修正申告料

- (1) 当事務所が担当をした際の（法人・個人）確定申告の修正申告の委託は、必ず、当顧問税理士宛に、委託することとする。
- (2) 報酬金額は、通常の決算申告料と同額とし、前金により支払とする。
- (3) ただし、軽微な修正に関しては、通常の修正申告料の半額以下にて双方が協議し決定する。

第6条 報酬の支払方法および支払時期

1. 期首前払い

当事務所からの請求書により、その支払方法は次の方法から選ぶ。

- ① 期首に年間先払いとする（銀行振込）。
- ② 毎月の自動振替も可とする（その場合は振替手数料月 500 円（税別追加）
- ③ この場合は税理士会（日税サービス）の振替機関を使うが、その実費手数料は、月額 335 円（外税）を報酬に上乗せして請求する。

2. 返金保証

- (1) クライアントの入金 3 カ月以内の場合は、サービス開始後であっても、原則として自動的に返金に応じる。
- (2) 入金 4 か月以降の返金要求についても、クライアントの不満に耳を傾け「もっとも」と思える理由がある場合は原則的に返金に応じる
- (3) 詳細は約款の規程による。

第7条 乙の債務履行義務の発生

1. 契約の仕方

クライアントの支払完了と、約款並びに本契約書への署名により、乙の債務履行義務が発生する。乙は、この署名に替えて、当該送信されたメールの返信により、「約款・契約を承認して契約する」と伝える方法により契約することもできる。

フッター： 本契約の乙（当事務所）は、アアクス堂上税理士事務所です。但し、乙は、乙の関係会社（関係事務所）に、税理士専管業務以外の税理士付随業務を、委託する場合があります。その関係会社とは(1)アアクスグループ株式会社、(2)アアクス株式会社、(3)堂上行政書士事務所を指します。

2. 契約に係る「税務相談」の仕方

但し、税務相談については、本件契約では、お客様（甲）の申し出による消極的な相談に限っている。つまり甲の申し出がないのに、乙が甲のために、税理士の助言義務等を以て、作業をしたり、助言等をするとはしないことを、乙は確認するものとする。

なお、そのため、税務相談は、単に電話で漠然と委託するのではなく、乙が容易に甲の税務相談であると容易に認識し得るよう、明示的に論点を明確にして提示すべき資料等があればそれを添えて依頼を乙宛に、書面、または、メールで申し込まなければならない。

この項での税務相談の定義については、経営相談、税務届出・申請代行の申し出ないし、委託に係る申し出・相談を含む。

3. 乙の作業に要するリードタイム

(1) 原則

本件契約に関しては、お客様（甲）は乙に対し、遅くとも申告期限 40 日前（土日祭日・年末年始等役所の労働日に限る。）迄に、甲の委託に係る全ての経理資料、試算表、補助簿、その他必要な情報を提示しなければならない。

(2) リードタイムを切る日程での甲の委託

お客様（甲）が、決算申告および税務相談等にかかる必要書類の期限（リードタイム）を守れないときは、乙は次のような税務事務リスクを負うことを確認するものとする。

なお、緊急仕訳の処理に要する場合には、甲の負担により、乙側の体制が許すときは乙が緊急作業を請け負う場合がある。

つまり、甲の期限後申告が 2 年連続の期限後申告等となる場合など、甲に深刻な影響を与えると見込まれる場合は、乙は間に合う限り、甲に緊急仕訳作業の費用負担を提案して、当該問題点を助言、ないし、忠告するものとする。この場合の費用は、1 回当たり 1 万円～2 万円（税別）とする。

① 期限後申告

この場合、乙が甲の回答を得られない場合は、経理主体が甲である点等に鑑み、乙は、甲が次の①項の期限後申告を選択したものとみなす。

フッター： 本契約の乙（当事務所）は、アアクス堂上税理士事務所です。但し、乙は、乙の関係会社（関係事務所）に、税理士専管業務以外の税理士付随業務を、委託する場合があります。その関係会社とは(1)アアクスグループ株式会社、(2)アアクス株式会社、(3)堂上行政書士事務所を指します。

甲がその期限を守れない場合において、乙がどうしても、申告期限を守れないときは、乙は甲に予め期限内申告ができない旨をメール等で知らせて、期限後申告にすることができる。

② 不納付加算税等の発生

期限後申告については、税額が発生するときは、不納付加算税（税額の 10～20%程度）、過少申告加算税（10～20%）等が課せられる。また悪質な場合は、甲は重加算税（税額の 40%等）も覚悟しなければならない。

③ 青色申告の取消

なお期限後申告が 2 期続くと、青色申告が取り消される。繰越欠損金の繰越しが否認される。またその他、法令規定による不都合が生じることを甲は確認下ものとする。

第8条 記帳代行サービス

1. 受託条件

- (1) 日常的に利用する銀行口座について、クライアント負担で「インターネットバンキング」を利用すること
- (2) クラウド会計での記帳報告の環境を整えるため、クライアント負担で「freee 会計ソフト」を利用すること。

① 自動仕分アプリ搭載の会計ソフト（実費）

個人事業向けソフトは年 10,584 円、法人向けソフトは年 25,660 円

② 自動電子帳簿保存ソフト（実費）

個人事業向けソフトは年 2 万円、法人向け 3 万円（予定）

2. 記帳代行料金

(1) 難易度係数

通常は 1 倍とし、必要がある場合は、上記 5 条 1 項の規定を援用する。

【備考】 必要がある場合とは、会社間にまたがる税務・社会保険の節約戦略が絡む場合などを指す。

フッター： 本契約の乙（当事務所）は、アアクス堂上税理士事務所です。但し、乙は、乙の関係会社（関係事務所）に、税理士専管業務以外の税理士付随業務を、委託する場合があります。その関係会社とは(1)アアクスグループ株式会社、(2)アアクス株式会社、(3)堂上行政書士事務所を指します。

- (2) 月額基本料金 5,000 円（外税）
- (3) 領収書等の仕訳数（通帳・請求書等を含む）
 ※100 個を超える場合だけ、領収書等 1 枚（個）につき@50 円（外税）

3. 支払方法

- (1) 概算先払い（期中精算方式）
- (2) 1 年先払い（又は 3 カ月先払い）
- (3) 支払は、乙が指定する自動振替による（約款参照）

第9条 その他の税務申告代理サービス

以下のサービスについては、必要な時期に甲乙の協議により、甲の事前のメールによる了解の基に追加契約をするものとします。詳細は、<http://fees.tokyo/> 参照。

報酬記載のない（ ）書き、または“_”線等の部分は、お客様（甲）と乙が相談で決めるサービスです。参考報酬は、基本的には、乙（窓口山本努：フリーダイヤル 0120-01-6066）にご連絡下さい。

- 1. 医療費控除の計算サービス
 - (1) 基本料金 1 万円（外税）
 - (2) 難易度係数（A:5 倍、B:3 倍、C:1 倍 左の○印のある項の倍率を適用）
 - (3) 医療費控除領収書等（枚数） _____ 枚
 - (4) 従量料金 (2) × (3)
 - (5) 料金合計 (1) + (4) = _____（外税）
- 2. 譲渡所得計算
 - (1) 譲渡所得金額基準
 - ㊦ 譲渡所得金額 1,000 万円迄 6 万円
 - ㊧ 譲渡所得金額 1,000 万円～3,000 万円迄 譲渡所得の金額×0.7%
 - ㊨ 譲渡所得金額 3,000 万円～5,000 万円迄 譲渡所得の金額×0.6%
 - ㊩ 譲渡所得金額 5,000 万円～1 億円迄 譲渡所得の金額×0.5%

フッター： 本契約の乙（当事務所）は、アアクス堂上税理士事務所です。但し、乙は、乙の関係会社（関係事務所）に、税理士専管業務以外の税理士付随業務を、委託する場合があります。その関係会社とは(1)アアクスグループ株式会社、(2)アアクス株式会社、(3)堂上行政書士事務所を指します。

④ 譲渡所得金額 1 億円超 譲渡所得の金額×0.4%

3. 法人成り（個人事業の閉鎖に掛る年央の所得計算）

※上記 2 項（譲渡所得）等を勘案した料金（ 円）

詳細（別紙あり なし）

4. その他 契約の事前及び事後の相談による（ 円）

第10条 損害賠償

1. 約款の記載による
2. 損害賠償は約款に記載した「税理士損害賠償保険」の規程による。
 ※ 当該保険は、日本税理士会連合会（株式会社日税連保険サービス）が取代理店
 となっている損害保険による
3. 約款記載のとおり、係争の場合の第 1 審は東京地方裁判所（東京簡易裁判所）
 とする。

第11条 その他

1. 本契約はホームページ <http://aaccx.net> に掲載する「約款」を前提とする。
 2. 乙は、善管注意義務、職業的懐疑心を持って債務履行する義務を負う。
 3. 乙が 40 日のリードタイムがありながら、期限内申告を逸したときは、その損害
 賠償に任ずる。その損害賠償金額の上限は、その期に関して乙が得た料金
 （報酬額）を限度とする。
 4. 本契約書の 7 ページ間の連結押印はページ番号をふり省略する。
 5. 必要な新契約は、協議により決める
 6. 記載の無いものは、憲法・民法その他の法令による。
 7. 当事務所は、反社行為及び故意の不正、不法行為を行わない。
- 以上

フッター： 本契約の乙（当事務所）は、アアクス堂上税理士事務所です。但し、乙は、乙の関係会社（関係事務所）に、税理士専管業務以外の税理士付随業務を、委託する場合があります。その関係会社とは(1)アアクスグループ株式会社、(2)アアクス株式会社、(3)堂上行政書士事務所を指します。

平成____年____月____日 ※該当項目を○で囲む

甲：お客様（クライアント）：

(1) 本店住所

(2) 企業名

(3) 代表者

(実印)

乙：(受託事務所) アアクス堂上税理士事務所

(1) 住所 〒135-0061 東京都江東区豊洲 5 丁目 5 番 1-3001 号

(2) 代表者 代表取締役 堂上 孝生 印

.....
制定：2009年4月13日制定

制定者：アアクス堂上税理士事務所

代表者税理士堂上孝生（どうがみたかお）

〒135-0061 東京都江東区豊洲 5 丁目 5 番 1-3001 号

連絡先：電話 03-5548-6007 Fax:03-5548-6008 e-mail: dogami@taxes.jp

改訂 2017年6月15日改定

2018年8月16日改訂

（約款と同時改訂。規定・文言を明確にしました。基本的な受講内容は変わっていません）。

フッター： 本契約の乙（当事務所）は、アアクス堂上税理士事務所です。但し、乙は、乙の関係会社（関係事務所）に、税理士専管業務以外の税理士付随業務を、委託する場合があります。その関係会社とは(1)アアクスグループ株式会社、(2)アアクス株式会社、(3)堂上行政書士事務所を指します。